

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等に関する意見募集について

令和元年9月5日
経済産業省、国土交通省

経済産業省及び国土交通省では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）をはじめとした関係政省令及び告示の一部改正等を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局住宅生産課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和元年9月5日（木）から令和元年10月4日（金）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hgt-kankyau-public@gxb.mlit.go.jp

②FAXの場合

FAX番号03-5253-1629

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性ありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当

電話番号03-5253-8111

(意見提出様式)

国土交通省住宅局住宅生産課 意見募集担当あて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意見)